

長野県諏訪二葉高等学校同窓会会則

昭和8年12月 制定
昭和23年4月 一部改正
昭和33年5月 一部改正
平成元年 5月 一部改正
平成16年5月 一部改正
平成19年5月 一部改正
平成26年4月 一部改正
令和2年 4月 一部改正
令和7年 5月 一部改正

- 第1条 本会は、長野県諏訪二葉高等学校同窓会と称え、本部を長野県諏訪二葉高等学校内に置く。
- 第2条 本会は、母校と連絡を保ち、会員相互の向上と親睦を図るとともに、もって教育・文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、長野県諏訪二葉高等女学校及び長野県諏訪二葉高等学校に在籍したものをもって会員とする。
- 第4条 本会は、母校に教職員たるもの及び以前に教職員たりしものをもって客員とする。
- 第5条 本会は、次の事業を行う。
- 1 教育・文化に関する講演会、講習会、展覧会、及び音楽会等の開催
 - 2 母校の後援及び会員相互の親睦と研修
 - 3 会員名簿及び適宜会報を発行して、母校及び各支部の状況報告並びにその連絡の資とすること。
 - 4 母校の教育振興を期して、その設備、備品の充実に協力すること。
 - 5 その他必要と認める事業
- これらの事業は、母校、二葉会、PTA と協力して行うことがある。
- 第6条 本会に次の役員及び係を置く。
- 1 会 長 1名 会員中から理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。
 - 2 副会長 3名 会員中から理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。
 - 3 理 事 若干名 諏訪二葉高等学校在職教職員中から若干名 他は会員中から会長これを委嘱する。
 - 4 監 事 2名 理事以外会員中から理事会において候補を推薦し、総会において決定する。
 - 5 顧 問 若干名 諏訪二葉高等学校長及び会員中から理事会において推薦した候補を総会において決定する。
 - 6 参 与 若干名 本校の教頭及び他の客員中から会長これを委嘱する。
 - 7 会計庶務係 若干名 校内役員中からこれを委嘱する。
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
- 1 会長は、本会を代表し、一切の会務を統理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、本会事業の企画運営に参画する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、本会の重要な事項は理事会において協議決定する。
 - 4 監事は、本会の会計を監査する。
 - 5 顧問は、会長の諮問に応じ会務を援助する。
 - 6 参与は、本会の、重要な企画に参画する。
 - 7 会計係、庶務係は、本会の庶務会計にあたる。
- 第8条 本会の重要な事項は、理事会において協議する。会長が司会者となる。
- 第9条 本会は、毎年4月または5月定期総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くこととする。
- なお、不測の事態により総会の開催が不可能となった際には理事会がこれに代わるものとする。
- 総会に付議する事項は次のとおりとする。
- 1 事業報告
 - 2 予算、決算の議定、承認
 - 3 役員の承認決定
 - 4 会則の変更
 - 5 その他必要と認める事項
- 第10条 本会の会員は、その身元の変動（改姓及び転居）その他の動静を必ず直ちに本会に通知するものとする。
- 第11条 本会を維持するため、会員は会費及び入会金を納入するものとする。
- 1 入会金は、5,000 円とし、長野県諏訪二葉高等学校入学時に納入する。
 - 2 会費（終身会費）は 15,000 円とし、長野県諏訪二葉高等学校入学時に納入する。
 - 3 前項のほか、本会運営に必要な維持費、年 1,000 円を納入する。
- 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終る。
- 第13条 本会に支部を置くことができる。支部の範囲及び規定は、各支部において適宜定め、本会に報告するものとする。
- 附 則 昭和 63 年以前に卒業したものについては、会費（終身会費）3,000 円を納入するものとする。
- 附 則 会則第 11 条は、平成 27 年度入学生より施行する。